

裁 決 書

審査請求人

処 分 庁 渋川市長 高 木 勉

審査請求人が令和3年2月18日に提起した処分庁が令和3年2月15日付けで情報不存在とした決定（以下「原処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）について、次のとおり裁決する。

主 文

本件審査請求を棄却する。

事案の概要

1 審査請求の経緯

(1) 審査請求人は、令和3年2月7日付けで渋川市情報公開条例（平成18年渋川市条例第8号。以下「公開条例」という。）第5条及び第6条第1項の規定に基づき処分庁に対し、以下の内容の情報公開請求（以下「本件公開請求」という。）を行った。

渋川市公式ホームページに公表している裁決書（令和2年3月12日付け総第85号。以下同じ）の「理由 2 審査会答申書における付言について」において、渋川市長が記した“「(イ) 今後におけるさらばらの制度について」は、当該制度を見直しする際に、本付言を踏まえて

、検討する。”なる言質に関する次の事項

- 1 “当該制度を見直し”の計画（構想、方針、実施要領等）が具体的に分かる文書等
 - 2 上記1の計画に基づき、あるいは、個別の案件等により、裁決から令和3年2月5日までに、“本付言を踏まえて”、“当該制度を見直し”た事項が具体的に分かる文書（規則・要綱等の新設・改廃、ホームページ掲載文言の変更等を含む。）等
- (2) 処分庁は、本件公開請求に対し、令和3年2月15日付けで原処分を行い、審査請求人に通知した。
- (3) 審査請求人は、令和3年2月18日付けで審査庁である渋川市長（以下「審査庁」という。）に対し、原処分の取消し及び情報公開決定を求めて審査請求を行った。
- (4) 処分庁は、審査庁に対し、令和3年3月19日付けで書面にて審査請求に対する弁明を行った。
- (5) 審査請求人は、審査庁に対し、令和3年4月5日付けで書面にて処分庁の弁明に対する反論を行った。
- (6) 審査庁は、原処分に係る審査請求について、令和3年7月21日付けで渋川市情報公開審査会（以下「審査会」という。）に処分庁の弁明及び審査請求人の反論の書面を添えて諮問した。

審理関係人の主張の要旨

1 審査請求人の主張の要旨

審査請求人が主張している内容は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、公開条例第5条及び第6条第1項の規定に基づき本件公開請求を行ったことに対し、処分庁が令和3年2月15日付けで行った原処分について、その決定を取り消し、本件公開請求の情報の公開を求めるものである。

(2) 審査請求の理由

渋川市公式ホームページに公表している裁決書において、今後におけるぱらぼらの制度については、当該制度を見直しする際に、本付言を踏まえて、検討すると記している。令和2年4月1日及び令和2年5月1日付け渋川市投書箱運用要綱の改正並びに令和2年5月1日付け渋川市投書箱審査委員会設置要綱の施行は、ぱらぼら制度について、誠実に、本付言を踏まえて、検討したものと確信しているため、文書等は存在すると考える。

2 処分庁の主張の要旨

処分庁が主張している内容はおおむね次のとおりである。

(1) 原処分とした理由について

投書を公表することにより、投書をためらう人がいると推測されることから、広く市民の声を広聴するため、投書を非公表とする市長への投書箱の事業内容に変わりはなく、公開請求に係る情報の内容に該当する情報は存在しないため、原処分とした。

(2) 裁決書の付言を踏まえた検討について

ア 裁決書の審査会答申書における付言に基づき、投書箱のあり方についての検討を行い、事業内容を変更しないという結論になった。

イ 渋川市投書箱運用要綱の改正等は、事業目的の明確化、投書箱審査委員会の設置、回答しない投書の明確化等のために行ったものであり、裁決書の審査会答申書における付言を踏まえたものではない。

ウ “当該制度を見直し”の計画（構想、方針、実施要領等）はないため、計画に基づいた文書は、存在しない。

理 由

次に掲げる審査会の判断を尊重し、裁決する。

1 審査請求人適格について

審査庁は、審査請求人に本件公開請求以前に当該文書等の公開を受けていることから、実質的に法的に保護された権利利益を行政庁の処分によって侵

害されたもの及び本件処分が取り消されることにより救済されるべき権利利益（不服申立ての利益）があるものではないと主張するが、原処分は情報不存という不利益処分であることから、必ずしも審査請求人に審査請求をする資格はないとは言えない。

2 原処分の妥当性について

裁決書では、審査会答申の付言を踏まえて検討する具体的な期日、手段等は示されていないことから、渋川市投書箱運用要綱の改正等は事業目的の明確化、投書箱審査委員会の設置、回答しない投書の明確化等のために行ったものとする処分庁の主張に妥当性はあるものと判断する。

よって、渋川市投書箱運用要綱の改正等は、裁決書の審査会答申書における付言を踏まえたものとは言えず、“当該制度を見直し”の計画（構想、方針、実施要領等）自体が存在しないことは明らかであることから、原処分については妥当であるものと判断する。

なお、審査請求人はその他種々主張するが、本件の結論に至る判断を左右するものではない。

結 論

以上のとおり、本件審査請求には理由がないから、行政不服審査法第45条第2項の規定により、主文のとおり裁決する。

令和3年9月30日

審査庁 渋川市長 高 木 勉

（教示）

- 1 この裁決については、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象と

した処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。処分の違法を理由とする場合は、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、渋川市を被告として（訴訟において渋川市を代表する者は渋川市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。

- 2 ただし、上記の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても裁決の取消しの訴えや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。